

21 (Gno.66) 多角的（および多数当事者間）債務関係の比較法研究

代表：遠藤 研一郎

2013 年度開始

【研究の目的】

複数の当事者が複雑に絡み合う法律関係の分析は、取引をはじめとする社会関係がますます複雑になりつつある現代社会にあって、重要性を増している。法人保証を含む現代的な保証や連帯債務関係、企業間の結合に伴う債権・債務の承継、契約責任や契約上の権利の第三者への拡張、多数の者が関係する不法行為責任、ネットワーク内の決済とネットワーク外の債権者の関係など、重要な問題は数多く挙げられる。この研究グループでは、このような問題を比較法的に考察し、我が国の立法・解釈に資するものがないかを探ることとする。